

様式第二十一（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

2021年3月18日

2. 認定事業者名

吉野石膏ホールディングス株式会社 吉野石膏株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

（1）事業再編に係る事業の目標

吉野石膏株式会社（以下「吉野石膏」という。）は、創業明治34年(1901年)からの歴史において、「石膏」を主とする建材及びその工法開発に関わる事業を通じて、＜安全で快適な住空間を創る＞ことに従事してきた。吉野石膏の代表的製品である「タイガーボード」は我が国初の石膏ボードであり、住宅・非住宅の内装建材として広く活用されている。

加速する事業環境の変化に柔軟に対応するため、創業120周年を機に事業持株会社体制に移行。これにより、吉野石膏は石膏製品の製造販売事業に専念し、持株会社がグループ全体の経営管理および新事業の創出を図り、より一層の事業規模の拡大、企業価値の向上の実現を目指していく。

持株会社体制に移行することで、各社/各部門における業績評価および事業投資の効率性評価を明確にし、機動的かつ安定的な経営基盤の構築が可能となる。

また、持株会社である吉野石膏ホールディングス株式会社（以下「吉野石膏ホールディングス」という。）に吉野石膏グループ各社の不動産管理機能を集約させることで、吉野石膏はじめ事業会社は各社事業運営に専念することが可能となる。具体的にはこれまで各社/各拠点において行っていた不動産管理を吉野石膏ホールディングスに集約することで、各事業会社においては入金管理や契約管理といった不動産管理に係る業務がなくなり本業への専念が可能となる。これによって各社において新商品の開発や海外事業の積極展開、新規M&Aといった新たな取組を行うことが可能となり、企業価値の向上に寄与することが見込まれる。吉野石膏グループにおける主要会社である吉野石膏からの不動産の集約を進め、今回、本業である石膏製品の製造販売事業について海外市場（ベトナム）への更なる展開を推進する。

さらに、将来的に吉野石膏ホールディングスを中心としてグループファイナンスを実施する事で吉野石膏グループ内での資金を効率的に運用することも可能となる。

以上の通り、持株会社体制への移行により、外部環境の変化に柔軟・機敏に対応できる体制を構築し吉野石膏グループとして企業価値の増大を図ることを目指す。

（2）生産性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、2023年度の従業員1人当たりの付加価値を、2020年度と比較して10%向上させることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、連結ベースにおける2023年度の有利子負債がキャッシュフローの▲1.2倍、経常収支比率は117.4%となる予定である。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

（1）事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

申請者が営む全ての事業

<選定理由>

持株会社に不動産管理機能を集約させることで、事業会社は事業運営に専念することが可能となり、人材を含めたグループ経営資源の有効活用が可能となる。また本業へ専念する事でこれまで以上に外部環境の変化に柔軟・機敏に対応できる体制の構築することを企図している。本事業再編の目的は単にグループ会社間での不動産の移転ではなく、再編の結果企業価値全体を高めることにある。

従って、計画の対象事業は申請者が営む全ての事業となる。

②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

吉野石膏の不動産事業を吉野石膏ホールディングスへ会社分割により移転することで、吉野石膏の本業である石膏製品の製造販売事業に集中し、更なる海外進出を進めていき事業展開の加速化・収益の更なる向上を図る。会社分割にあたっては、不動産と借入金等の関連負債を移転することで、吉野石膏がこれまで築き上げてきた企業価値を損なわないような形で実施することを予定している。

なお、本事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても継続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰共有構造になく、さらに一般消費者および関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでない。

(事業の構造の変更)

不動産管理事業の承継（無対価の分割型吸収分割）

<分割法人>

名称：吉野石膏株式会社

住所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

代表者の氏名：代表取締役 須藤永作、代表取締役 須藤潮

資本金：3,406,281,500円

<承継会社>

名称：吉野石膏ホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

代表者の氏名：代表取締役 須藤永作、代表取締役 須藤潮

資本金：100,000,000円

分割予定日：2021年3月31日

(事業の分野又は方式の変更)

吉野石膏は、本業である石膏製品の製造販売事業に専念できることにより海外事業の更なる展開を推進すべく、ベトナム向けの製品の販売方式について、従来の輸出販売から現地での製造販売を行うことを予定している。従来、ベトナム向け製品はコンテナでの輸出を行っており、輸出に際して係る運搬費は販売費の大部分を占めており、ベトナム向け製品をベトナム現地で製造から行う事により大幅な販売費の削減を見込まれる。2020年度実績におけるベトナム向け製品の販売費全体に占める輸出運搬費は83%であり、この運搬費の削減によりベトナム向け製品1単位あたりの販売費は65%以上の削減を目標とする。

(2) 事業再編を行う場所の住所

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

吉野石膏株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

吉野石膏ホールディングス株式会社

(3) 関係事業者・外国関係法人に関する事項

該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表1のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：2021年3月

終了時期：2023年12月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（2020年12月末時点）

吉野石膏株式会社	847名
吉野石膏ホールディングス株式会社	0名

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

吉野石膏株式会社	865名
吉野石膏ホールディングス株式会社	5名

(3) 新規に採用される従業員数

吉野石膏株式会社	160名
吉野石膏ホールディングス株式会社	なし

(4) 事業再編に伴い出向または解雇される従業員数

出向予定人員数	5名
転籍予定人員数	なし
解雇予定人員数	なし

7. その他

該当なし

別表 1

1. 事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第 2 条第 1 1 項第 1 号の内容		
<p>ロ 会社の分割</p>	<p>① 分割会社 名称：吉野石膏株式会社 住所：東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 代表者の氏名：代表取締役 須藤永作、代表取締役 須藤潮 資本金：3,406,281,500 円</p> <p>② 承継会社 名称：吉野石膏ホールディングス株式会社 住所：東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 代表者の氏名：代表取締役 須藤永作、代表取締役 須藤潮 資本金：100,000,000 円</p> <p>③ 無対価の分割型吸収分割 ④ 分割予定日：2021 年 3 月 31 日</p>	<p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 6 号 （会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p>
法第 2 条第 1 1 項第 2 号の要件		
<p>ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売又は役務の提供を著しく効率化すること。</p>	<p>ベトナム向けの製品の販売方式について、従来の輸出版売から現地での製造販売を行うことを予定している。商品の新販売方式の導入、によりベトナム向け製品 1 単位当たりの販売費を 5% 以上削減されることが見込まれる。ベトナム向け製品はコンテナでの輸出を行っており、輸出に際して係る運搬費は販売費の大部分を占めており、ベトナム向け製品をベトナム現地で製造から行う事により大幅な販売費の削減が見込まれる。2020 年度実績におけるベトナム向け製品の販売費全体に占める輸出運搬費は 83%であり、この運搬費の削減によりベトナム向け製品 1 単位あたりの販売費は 65%の削減が見込まれる。</p>	